

# 令和6年度 第1回 子ども・子育て会議 高岡市こども計画（仮称）について



福祉保健部  
子ども・子育て課

# 1 こども基本法について

## こども基本法の概要

- こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行
- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進するもの

## こども施策

こども施策とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策のこと

- 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援  
(例：居場所づくり、いじめ対策など)
- 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援  
(例：働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など)
- 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備
- 一体的に行われる施策（例：教育施策、雇用施策、医療施策など）

## こどもの定義

年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある者を「こども」としている。

## 2 こども大綱について

### こども大綱の概要

- こども基本法第9条第1項に基づき、こども施策を総合的に推進するためのこども施策に関する大綱（以下、「こども大綱」）を令和5年12月22日に閣議決定
- これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの

### こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこどもが、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

### 「こどもまんなか社会」実現に向けた基本方針

- ①こどもは権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図る
- ②こども、子育て当事者とともに進めていく
- ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援
- ④良好な成育環境を確保、貧困と格差を解消
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望の実現
- ⑥施策の総合性を確保

# 3 こども計画の策定について

## こども計画

- こども基本法第10条第2項において、市町村に対し、同法に基づき、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案の上、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされている
- 同法第10条第5項において、市町村こども計画は、既存の各法令（※）に基づく計画と一体のものとして作成できるものとされている。
- ※子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

## 計画策定のポイント

- 1 少子化社会対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策の推進に関する事項を含める  
(こども基本法第9条第3項)
- 2 こども大綱と都道府県こども計画を勘案し、既存の各法令に基づく計画と一体的に作成可能  
(こども基本法第10条)
- 3 こどもや子育て当事者等の意見を聴収・反映  
(こども基本法第11条)

# 4 高岡市こども計画（仮称）の位置づけ・考え方

## 高岡市こども計画（仮称）の位置づけ

こども基本法やこども大綱に定めるこどもの権利を保障し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた本市におけるこども施策を総合的に推進していく実行計画として策定

### 高岡市こども計画（仮称）

（令和7年4月～令和12年3月）

#### 第2期 高岡市子ども・子育て支援事業計画

（令和2年4月～令和7年3月）

- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・次世代育成支援行動計画
- ・母子保健計画
- ・子どもの未来貧困対策計画

#### 第3期 高岡市子ども・子育て支援事業計画

- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・次世代育成支援行動計画
- ・母子保健計画
- ・子どもの未来貧困対策計画

#### 子ども・若者育成支援

- ・困難を有するこどもの支援、居場所づくり等を定めるもの

#### 少子化・社会対策

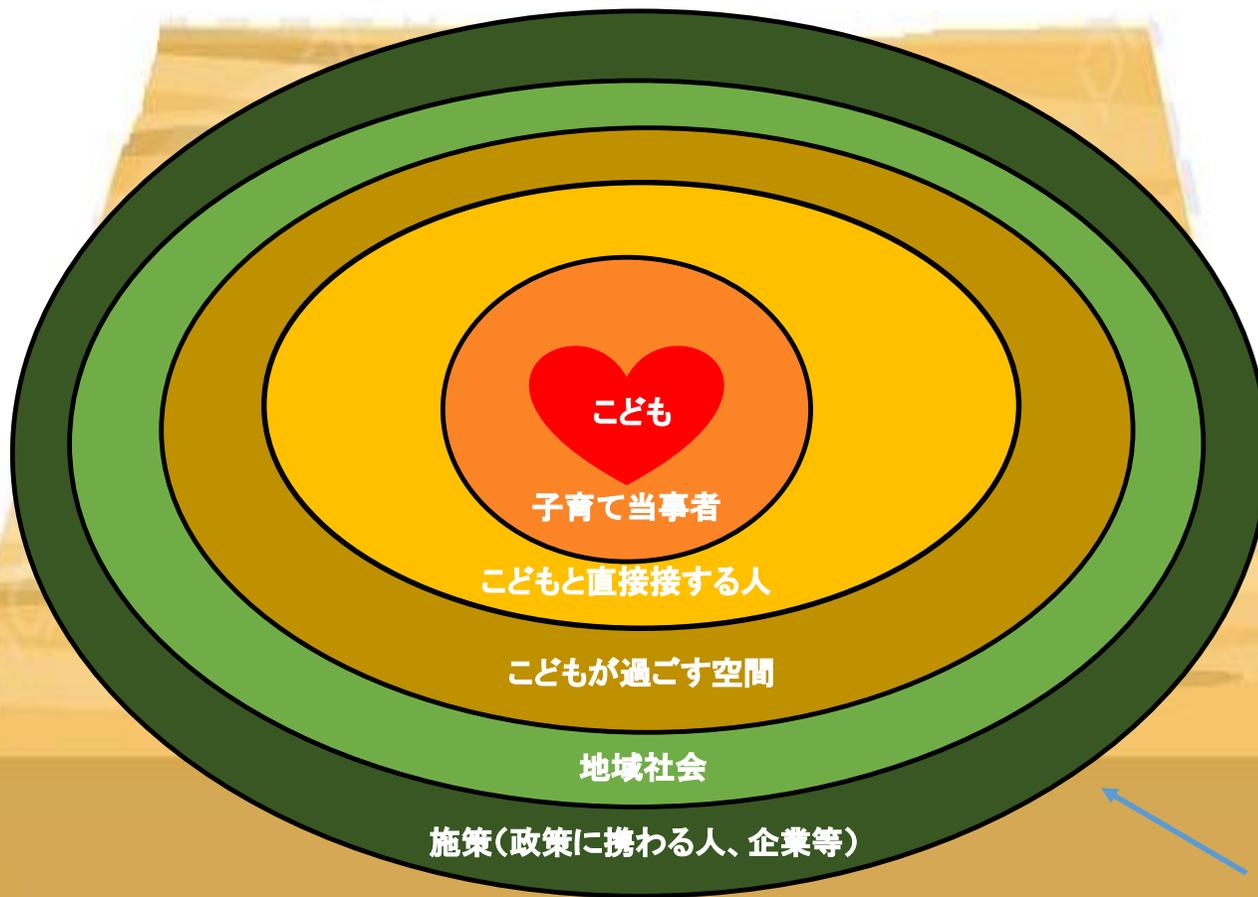
- ・結婚や子育てについての希望を実現できる社会を築くことを定めるもの

## 高岡市こども計画（仮称）の考え方

- 第2期市子ども・子育て支援事業計画を踏まえながら、こども大綱や県こども計画を勘案し、策定
- これまで前へ進めてきた施策を継続
- 今年度予算においてこどもをまんなかに据えた事業や取組の見直し等を行っており、こどもまんなか社会の実現に向け、市のこども施策を総合的に推進
- ⇒第1子の保育料・副食費の軽減、多子世帯（第3子以上）の副食費軽減
- こどもの居場所づくりスタートアップ事業、妊活サポート事業、プレ妊活健診事業 等
- こどもがふるさと高岡に愛着を持ち、自分の未来に夢や希望を持って成長できるようこどもの意見の反映をおこなっていく
- 未来の地域を担うこどもをまんなかに据え、地域社会全体でこどもへのサポートを推進することで次世代につなぐ循環を生み出し、「持続可能な未来都市 高岡」の実現につなげる

## 5 高岡市こども計画のイメージ

こどもをまんなかに据え、その成長に携わる人や地域社会でこどもや子育て当事者を後押しする地域の宝であるこどもを産み育てやすいまちとして、こども達が夢や希望を持てるまちへと更に進化させていく



こども基本法やこども大綱に定めるこどもの権利

## 6 今年度の計画策定に向けたスケジュール（案）



- ・第1回 7月1日（月）  
第2期 高岡市子ども・子育て支援事業計画 各評価指標の進捗状況、  
高岡市の現状を踏まえた、高岡市のこども計画（基本目標、基本施策についての  
意見を聴収
  - ・第2回 9月下旬～10月上旬  
高岡市こども計画の施策の方向性、展開
  - ・第3回 12月中旬  
高岡市こども計画の事業概要、素案の提示
- 《第3回会議後》                      パブリックコメントの実施
- ・第4回 2月下旬  
計画案提示